補助金リスト（2026.10.30時点）　　岡山県　補助金で検索　https://www.pref.okayama.jp/page/383431.html

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新着 | その他 | 岡山県 | 岡山県中小企業団体中央会<br><br>中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金事務局 | 岡山県中小企業特別高圧電力価格高騰対策支援金（第10期）<br><br>Tel：086－230－4685<br>（平日：9時から12時、13時から17時）<br>E-mail：info@oka-tokkou.jp | 県内に事業所等を有する次の者<br>(1)特別高圧で直接受電する中小企業者<br>(2)特別高圧で受電する工業団地や商業施設等に入居する中小企業者 | 【対象経費】<br>特別高圧で受電する電気料金のうち、令和8年7月～9月使用分<br>※小売電気事業者等に対し支払済のもの。 | 県では、電力価格が高止まりする中、県内産業の活力維持、競争力強化を図るため、特別高圧で受電する県内中小企業者を対象として、電気使用量に応じた支援金の交付制度を設け、次のとおり募集を開始します。<br>詳細は、専用サイトをご覧ください。 | 12月28日（月曜日）17時まで |
| | 人材 | 岡山県 | 岡山県<br>子ども・福祉部<br>子ども未来課 | 子育てしやすい職場環境助成金<br><br>TEL：086-226-7347<br>Mail：<br>kosodate@pref.okayama.lg.jp | おかやま子育て応援宣言企業に登録済、若しくは応募済又は令和8年度中に応募予定であること　等<br><br>詳細はホームページをご覧ください | 【補助上限】10万円<br>ただし、「アドバンス企業」の認定を受けている場合は20万円<br><br>【補助率】1/2 | 子育てと仕事の両立が可能な環境を整える取組を促進するとともに、経営者の意識改革を図るため、従業員の子育て支援の取組を行う企業に対し助成金を交付するものです。<br>社内育児スペースの備品購入や、従業員の保育施設等利用に係る補助費用など、広くご活用いただけます。<br><br>補助対象経費の詳細は、ホームページをご確認ください。 | 令和9年<br>2月26日（金）まで |
| | 効率化 | 岡山県 | 岡山県<br>おかやま働き方改革推進応援金事務局 | おかやま働き方改革推進応援金<br><br>電話番号：086-237-0778 | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 【補助上限額】<br>70万円<br><br>※詳細については、募集要領をご確認ください。 | 国の働き方改革推進支援助成金を活用して働きやすい職場環境整備を行う県内中小企業者のうち、テレワーク制度や勤務間インターバル制度を導入する事業者に対し応援金を交付します。 | 令和8年11月2日（月曜日）10時 ～ 令和9年1月29日（金曜日）17時<br>【先着順】 |
| | 大型投資 | 岡山県 | 岡山県<br>産業労働部<br>企業誘致・投資促進課 | 岡山県大型投資・拠点化促進補助金<br><br>電話番号：086-226-7374<br>FAX：086-226-7800 | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 【補助対象経費】<br>・家屋の固定資産評価額<br>・土地（県営産業団地のみ）の固定資産評価額<br>・償却資産の取得額<br><br>【交付方法】<br>一括交付（交付決定額が1億円以上の場合は、5か年での分割交付）<br><br>※その他詳細はホームページ等をご確認ください。 | 岡山県は、あなたのビジネスの可能性を最大限に引き出します。<br>戦略的な立地と手厚い支援制度で、投資効果を高め、持続的な成長をサポート！<br>未来を見据える企業の決断を私たちは応援します。 | 申請期限：<br>着工30日前 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 効率化 | 一般社団法人岡山県トラック協会 | 一般社団法人岡山県トラック協会<br><br>指導課 | 岡山県トラック物流効率化支援金（第3期）<br><br>電話番号：086-234-8211 | 県内に営業所を有する下記の事業者であり、かつ中小企業者*であること<br><br>・一般貨物自動車運送事業者<br>・特定貨物自動車運送事業者<br>*中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下並びに常時使用する従業員数300人以下） | 【対象経費】<br>令和7年12月1日以降に県内の営業所又は事業所等に配置し、申請日時点において継続的に事業に使用している物流の効率化に資する機械器具やシステム等の導入経費 | いわゆる「物流の2024年問題」の解決に向け、物流の効率化に資する機械器具やシステム等を導入する貨物自動車運送事業者に支援金を交付します。 | 令和8年4月1日（水）から令和8年12月28日（月）17時まで<br>※予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。 |
| | 設備 | 岡山市 | 岡山市<br><br>都市整備局都市・交通部交通政策課 計画係 | 岡山市ユニバーサルデザインタクシー導入促進補助金<br><br>TEL：086-803-1376<br><br>FAX：086-234-0435 | ユニバーサルデザインタクシーを配置する営業所を岡山市内に有し、及び岡山市内を営業区域とするタクシー事業者、又はこのタクシー事業者に当該運送事業の用に供する車両を貸与する事業者 | 【補助対象車両】<br>ユニバーサルデザインタクシー<br>その仕様について標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日国自旅第192号）に基づき国土交通大臣の認定を受けたユニバーサルデザインタクシー<br><br>【補助金額】<br>車両1台当たりの補助上限額30万円<br>（補助対象経費は、ユニバーサルデザインタクシーの購入費用） | 岡山市ではユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図り、誰もが安心・安全で快適に利用できる交通環境の整備を推進するため事業者へ補助金を交付します。 | 随時<br>※予算が無くなり次第、終了します。 |
| | 創業 | 岡山市 | 岡山市<br><br>産業観光局商工部創業支援・雇用推進課 | 岡山市創業促進助成金<br><br>電話：086-803-1342（スタートアップ支援係）<br>ファクス：086-803-1738 | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 【助成額】<br><br>株式会社：10万円<br><br>合同・合名・合資会社のいずれかを設立された方：5万円 | 創業機運の醸成により創業を目指す方を増やすとともに、次代を担う創業者の支援を継続的に行い、創業の促進による産業活性化を図ることを目的として、市内に会社を設立させた代表者の方を対象に助成金を交付します。 | 令和9年3月31日（水）まで<br>※ただし、予算額に達し次第終了 |
| | 設備 | 倉敷市 | 倉敷市<br><br>文化産業局<br>商工労働部<br>くらしき地域資源推進室 | ものづくり継続支援補助金<br><br>TEL：086-426-3406 | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 【補助金額】<br>上限：50万円（1事業者1回限り）<br>下限：5万円<br>（補助対象経費（税抜）10万円以上）<br><br>【補助率】<br>補助対象経費（税抜）の2分の1<br>（1,000円未満切り捨て） | 製品に独自の付加価値を付与するために必要なものづくり設備を、修繕または購入する中小企業者を支援することにより、地場産業及び老舗企業の事業継続及びサプライチェーンの維持を図るものです。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 設備 | 倉敷市 | 倉敷市<br><br>商工課 | 中小企業等経営強化法による中小企業者等の設備投資支援<br><br>電話：086-426-3405<br><br>Eメール：<br>cmind@city.kurashiki.okayama.jp | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 倉敷市では中小企業等支援の観点から、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等の導入促進計画を策定し、この計画に沿って中小企業等が導入する先端設備等に対する固定資産税の減免措置を講じています。 | 随時 |
| | 人材 | 倉敷市 | 倉敷市<br><br>商工課 | 倉敷市人「財」育成支援補助金<br><br>TEL：086-426-3405<br><br>E-mail：<br>cmind@city.kurashiki.okayama.jp | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 最大10万円<br>補助率4/5<br><br>※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 専門的な知識又は技術の習得又は向上を図るため、研修の受講等により従業者の人材育成を行う本市の中小企業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。 | 令和8年4月1日～令和9年2月26日(金曜日) |
| | その他 | 倉敷市 | 倉敷市<br>文化産業局<br>商工労働部<br>労働雇用政策課 | 人を大切にする職場づくり推進補助金<br><br>電話番号：086-426-3415<br>ファクス番号：086-421-0121 | 市内に雇用保険適用事業所を有する中小企業者等であること等 | 1. 事業場内最低賃金を全国加重平均（時給1,121円）以上にアップするもの<br>補助上限額10万円、補助率75%<br>2. 賃上げ以外で、有給の休暇制度・諸手当の創設など、従業員の処遇改善などにつながる制度の導入<br>補助上限額5万円、補助率50%<br>3. 新規で就業規則を作成する場合（常時10人未満の事業場のみ）<br>補助上限額10万円、補助率75%<br><br>注：補助金の申請は1～3いずれかとなります。併用はできません。 | 中小企業者等が、従業員の賃上げや有給の休暇制度・諸手当の創設・勤務制度の改善などを行う事業者に対し、就業規則の作成や変更に必要な経費（社会保険労務士に支払う費用）について、助成します。 | 令和8年4月1日（水曜日）～令和8年12月28日（月曜日）<br><br>※予算の執行状況によっては早めに締め切る可能性があります。 |
| | その他 | 倉敷市 | 倉敷市<br>文化産業局<br>商工労働部 商工課 | 医工連携推進事業<br><br>電話番号：086-426-3405<br>ファクス番号：086-421-0121 | 倉敷市内の中小企業者<br><br>1．倉敷市内に住所及び事業所を有する個人事業主<br>2．倉敷市内に主たる事業所※を有する会社<br>※本社機能を有する事業所又は登記上の本店所在地で事業実態がある事業所 | 【補助額】<br>上限30万円<br>【補助率】<br>補助対象経費の2分の1<br><br>【補助対象事業】<br>医療・福祉業を営む事業者又は医療機器の製造販売事業者※と連携して行う医療・介護関連機器等の研究開発又は試作品製作<br>※医薬品医療機器等法第23条の2第1項の規定より医療機器の製造販売業許可を受けた者 | 本市の特徴的な産業である「製造業」と「医療・福祉業」の異業種連携を促進し、医療福祉現場の課題解決と産業振興を図るため、市内中小企業による医療機器等の研究開発又は試作品製作に係る経費の一部を支援します。 | 事業計画書受付期限：令和8年12月28日（月）<br>※受付後、審査を行い、採択・不採択を決定します。 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 販路開拓 | 倉敷市 | 倉敷市<br>文化産業局<br>商工労働部<br>くらしき地域資源推進室 | 地域資源事業者イベント出店支援補助金<br><br>電話番号：086-426-3406<br><br>ファクス番号：086-421-0121 | 倉敷市内の中小企業者であって、地域資源を製造し、又は販売する方<br>【地域資源の定義】<br>①市の条例に基づき本市の特産品として紹介されている製品<br>②市の条例に基づき老舗として市が表彰した製造業者の製品 | 【補助対象経費】<br>出展料、備品の賃借料など、イベントの主催者へ支払う費用<br><br>【補助金額】<br>1回目のイベント出店につき、<br>5,000円（上限）<br>※同一の交付対象者に対する1年度当たりの補助金の交付限度額は10,000円 | 地域資源の販売促進又は販路開拓に資するイベントに出店する場合に必要とする経費の一部を補助します。 | 実施報告<br>（期限：令和9年3月23日（火）必着）<br>補助事業の完了後30日以内もしくは上記期限のいずれか早い日までに実績報告を行ってください。 |
| | 人材 | つやま産業支援センター | つやま産業支援センター | つやま産業支援センター専門家派遣<br><br>電話：0868－24－0740<br>E-mail：info@tsuyama-biz.jp | 津山市内に本社又は主たる事業所もしくは工場を有する事業者<br>※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 【費用】<br>1回あたり5，000円 実費負担<br>（4時間以内）<br><br>【回数】<br>年度内10回まで<br>（経営革新・経営革新計画策定は5回以内）<br><br>※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 津山市内中小企業等の各課題や目標に応じて、登録専門家を派遣し、派遣企業の課題の解決や目標達成を図るサポートをします。 | 随時 |
| | 人材 | つやま産業支援センター | つやま産業支援センター | デジタル人材育成支援サポート補助金<br><br>電話：0868－24－0740<br>E-mail：info@tsuyama-biz.jp | ※詳細はホームページ等でご確認ください。 | 【補助対象経費】<br>受講料、研修費、教材費(パソコン本体等の機器類やシステム、ソフトウェアは対象外)、講師・専門家謝金及び旅費、委託費、会場費等<br><br>【補助率】<br>補助対象経費の2/3以内<br>（上限：1企業あたり同一年度内で合計20万円） | 社員等のデジタルリテラシー向上を支援し、デジタル化の促進を図るために行う研修等に要した費用の一部を補助します。3カ年度ごとに申請可。 | 令和9年<br>2月28日まで<br>（ただし、予算額に達ししだい受付終了） |
| | 人材 | つやま産業支援センター | つやま産業支援センター | 他機関を活用した専門家派遣サポート補助金<br><br>電話：0868－24－0740<br>E-mail：info@tsuyama-biz.jp | ※詳細はホームページ等でご確認ください。 | 【補助対象経費】<br>専門家派遣費用、認定支援機関による支援費用の自己負担額<br><br>【補助率】<br>補助対象経費の1/2以内（上限：1企業あたり同一年度内で合計10万円）<br>※経営改善計画策定／再生計画策定の場合は上限20万円 | 経営課題の解決に向け、自ら専門家を招き適切な診断及び助言のもと、発展・持続的成長を目指す企業等に対して、公的機関<br>が行う専門家派遣事業に要する費用の一部を補助します。 | 令和9年<br>2月28日まで<br>（ただし、予算額に達ししだい受付終了） |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人材 | つやま産業支援センター | つやま産業支援センター | 長期研修会参加サポート補助金<br><br>電話：0868－24－0740<br>E-mail： info@tsuyama-biz.jp | ※詳細はホームページ等でご確認ください。 | 【補助対象経費】<br>研修（2日間以上ただし、QCサークルで行う事業は除く）に係る経費、宿泊費用（当該研修施設の宿泊施設への宿泊に限る。ただし、当該研修施設に宿泊施設がない場合を除く。）<br><br>【補助率】<br>補助対象経費の2/3以内（上限：1企業あたり同一年度内で合計20万円） | 企業等の積極的な人材育成を促進するために、中小企業大学校や岡山県産業振興財団等の公的支援機関が実施する長期間の研修に従業員を参加させる際に、その費用の一部を補助します。 | 令和9年<br>2月28日まで<br>（ただし、予算額に達ししだい受付終了） |
| | 設備 | つやま産業支援センター | つやま産業支援センター | 設備導入サポート補助金<br><br>電話：0868－24－0740<br>E-mail： info@tsuyama-biz.jp | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 【補助対象経費】<br>設備貸与制度のうち「割賦販売」で支払う保証金(設備代金の10%)<br><br>【補助率】<br>補助対象経費（保証金）の1/2以内（上限50万円）<br>※ロボット導入等は補助率2/3以内 | 岡山県産業振興財団が行う設備貸与制度を利用して、市内の事業所において新たに設備を導入する企業等に対して、費用の一部を補助します。 | 令和9年<br>3月20日まで<br>（ただし、予算額に達ししだい受付終了） |
| | 開発 | つやま産業支援センター | つやま産業支援センター | 付加価値化・事業転換サポート補助金【開発系補助金】<br><br>電話：0868－24－0740<br>E-mail： info@tsuyama-biz.jp | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 【補助対象経費】<br>旅費、原材料費、機械装置費、工具・器具費、先行技術調査費、委託料、技術指導受入費、外注費、人件費（IT以外は1／3以内）、その他経費<br><br>【補助率】<br>補助対象経費の2/3以内（上限：50万円<br>※革新性ある事業は上限：100万円） | 下請けからの事業転換を図るため若しくは主に地域外に販売するため、自社の優れた技術を用いた新規性・独自性を有する付加価値を高めた新商品開発（試作品の製作）に係る経費の一部を補助します。 | 令和9年<br>2月28日まで<br>（ただし、予算額に達ししだい受付終了） |
| | 人材 | つやま産業支援センター | つやま産業支援センター | 就職PR動画制作支援サポート補助金<br><br>電話：0868-24-0740<br>E-mail：info@tsuyama-biz.jp | 市内の中小企業者 | 【補助対象経費】<br>動画の制作に要する事業者に支払う委託料（ハードウェア購入費・賃借料、ソフトウェアの購入費・賃借料を除く）<br><br>【補助率】<br>【発注先】・市内企業：補助対象経費の2/3以内（上限：20万円）・市外企業：補助対象経費の1/2以内（上限：10万円） | 人材採用を目的とする動画を制作し、インターネット上に掲載し自社ホームページとリンクさせる事業に対する補助<br>3カ年度ごとに申請可 | 令和9年2月28日まで（ただし、予算額に達ししだい受付終了） |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 創業 | 玉野市 | 玉野市商工・企業立地課 | 創業アシスト奨励金<br><br>Tel:0863-33-5005<br>Fax:0863-33-5001 | 市内で情報通信業（コワーキングスペース、シェアオフィス等に限る）、小売業、飲食店（バー、ナイトクラブを除く）、宿泊業に関する事業を営む方。<br>※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 【交付額】基本額＋加算額<br>基本額15万円<br><br>（空き店舗改装事業補助金）<br>新規創業に際し大きな負担の1つである、改装費の一部を補助する補助金もあります。 | 市内における商店等の新規創業者を支援することで、魅力ある新規商店等の創出による地域商業の活性化の促進を図ります。 | 令和8年4月1日から随時受付<br>※予算額に達した時点で締切<br><br>（受付締切）<br>令和9年2月末まで |
| | 事業 | 笠岡市 | 笠岡市<br><br>産業部<br>商工観光課<br>（商工労政係） | 笠岡市空き店舗等活用事業費補助金<br><br>Tel：0865-69-1188 | 新規事業者等<br><br>新たに商業等を行おうとする者または既に商業等を営む者で，市内の空き店舗または空き家等を新たに購入し，または賃借して商業等を行おうとしようとする個人または法人 | 【補助対象事業】<br>空き店舗等活用事業<br><br>【補助金交付限度額】<br>100万円 | 新規創業者等の創業による賑わいの創出及び空き店舗等の解消に役立てる事業に対し，予算の範囲内で笠岡市空き店舗等活用事業費補助金を交付することにより，本市の地域経済の活性化を図ることを目的としています。 | 随時 |
| | 創業 | 笠岡市 | 笠岡市<br><br>産業部<br>商工観光課<br>（商工労政係） | 笠岡市新規創業事業費補助金<br><br>Tel：0865-69-1188 | 新規事業者<br><br>過去に事業を営んでいない個人または法人設立から1年以内，かつ，実際に開業していない法人であって，市内において新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 | 【補助内容】<br><br>（補助対象事業）<br>新規創業者支援事業<br><br>（補助金交付限度額）<br>100万円 | 新規創業者の創業による賑わいの創出に役立てる事業に対し，予算の範囲内で笠岡市新規創業事業費補助金を交付することにより，本市の地域経済の活性化を図ることを目的としています。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 継承等 | 井原市 | 井原市<br>商工課 | 井原市本社機能移転促進補助金<br>TEL：0866-62-8850<br>E-mail：shoko@city.ibara.lg.jp | 次の交付要件のいずれにも該当する者<br>（1)市内に本社機能を移転する法人<br>（2)新たに本社機能の所在地が市内にあることを対外的に明示する法人<br>（3)市内の本社機能業務新規常用雇用者が2人以上である法人<br>（4)法人設立登記の日後3年を経過している法人であって、直近の3年間において営利事業を継続して営んでいる法人<br>（5)資本金の額又は出資金の額が1,000万円超である法人 | 補助金額は、本社機能業務新規常用雇用者1人につき50万円とする。<br>（上限額は、1,000万円とする。） | 井原市では、雇用機会の増大と地域振興を図るため、市内に本社機能を移転する法人を支援します。 | 本社機能建設工事の着手日、建物売買契約日又は建物賃貸借契約日の30日前までに井原市本社機能移転促進補助金認定申請書（様式第1号）に、指定する書類を添えて提出してください。 |
| | その他 | 井原市 | 井原市<br>商工課 | 井原市工業等振興条例奨励金<br>TEL：0866-62-8850<br>E-mail：shoko@city.ibara.lg.jp | （1）市内に製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の事務所（延床面積500平方メートル以上）を建設する者<br>※詳細については交要綱等をご確認ください。 | 事業所及びその敷地である土地（事業所の垂直投影面積に限る。）の固定資産税相当額（3年間）とする。 | 市内での企業立地を促進し、産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、市内に事業所を設置する事業者を支援します | 工場等の建設工事に着手する日の3か月前～30日前までに井原市工業等振興条例指定事業者指定申請書（様式第1号）に、指定する書類を添えて提出してください。 |
| | 開発 | 井原市 | 井原市<br>商工課 | 井原市民間事業用地開発促進奨励金<br>TEL：0866-62-8850<br>E-mail：shoko@city.ibara.lg.jp | 各要件を満たす市内の事業所を商業登記簿に本店登記している法人又は市内に住所及び有人の事業所を有する個人事業者<br>※詳細については交付要綱等をご確認ください。 | ※詳細については交付要綱等をご確認ください。 | 井原市では、事業用地を開発し、工場等を建設し操業を開始する民間事業者(他者に賃貸することを目的とする者(リース事業者）を含む）を支援します。工場等とは、製造工場、研究所等、物流施設です。<br>※市の認定を受けた後に事業に着手してください。事前着手された場合は、奨励金が交付されませんのでご注意ください。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 創業 | 井原市 | 井原市<br><br>商工課 | 井原市起業支援補助金<br><br>TEL：0866-62-8850<br><br>E-mail：shoko@city.ibara.lg.jp | 各要件を満たす市内の事業所を商業登記簿に本店登記している法人又は市内に住所及び有人の事業所を有する個人事業者<br><br>※詳細については交付要綱等をご確認ください。 | ※詳細については交付要綱等をご確認ください。 | 市内の産業の振興及び活性化を目的として、発展性をもって起業する方を対象とした補助金です。 | 随時 |
| | 継承 | 井原市 | 井原市<br><br>商工課 | 井原市事業継承推進補助金<br><br>TEL：0866-62-8850<br><br>E-mail：shoko@city.ibara.lg.jp | 各要件を満たす市内の事業所を商業登記簿に本店登記している法人又は市内に住所及び有人の事業所を有する個人事業者<br><br>※詳細については交付要綱等をご確認ください。 | （1）施設整備・士業等報酬・販路開拓・広告宣伝・研修費<br>【補助率等】<br>2/3以内<br>（補助限度額：100万円）<br><br>（2）奨励金<br>【補助率等】<br>10/10以内<br>（補助限度額：50万円） | 市内の中小企業者の事業の効率化と経営の安定を図り、将来に向けた事業の継続を促し、円滑な事業承継の促進を支援します。 | 随時 |
| | 人材 | 井原市 | 井原市<br><br>商工課 | 井原市資格取得事業補助金<br><br>TEL：0866-62-8850<br><br>E-mail：shoko@city.ibara.lg.jp | 市内事業所に勤務する役員及び従業員の資格取得事業を行う者で、次のいずれにも該当する者<br>(1)市内に事業所を有する中小企業者<br>(2)市税を滞納していない者 | 【補助対象経費】<br>(1)受験料（受検手数料）<br>(2)テキスト代などその他市長が必要と認める経費<br><br>【補助金額】<br>補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数切捨て。また、一年度につき10万円を補助限度額とします。） | 井原市では、市内の産業基盤の強化を図るため、市内の中小企業者が実施する資格取得を応援しています。 | 随時 |
| | 設備 | 井原市 | 井原市<br><br>建設経済部<br>商工課 | 井原市先端設備等導入促進事業補助金<br><br>TEL：0866-62-8850<br><br>E-mail：shoko@city.ibara.lg.jp | 市内に事業所を有する中小企業者の方<br>※詳細は交付要綱をご確認ください。 | 【補助率】<br>対象経費の1/3以内<br>【補助額】<br>1年度につき上限100万円<br>賃上げの要件を満たす場合、一年度につき150万円とします。 | 本市では、市内の全産業の設備投資を加速させ、生産性の向上と競争力の強化を図るため先端設備等の導入を進めることによる積極的な事業展開を応援しています。<br>令和7年度から9年度までの補助金です。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業 | 井原市 | 井原市<br><br>商工課 | 井原市経営革新事業支援補助金<br><br>TEL：0866-62-8850<br><br>E-mail：shoko@city.ibara.lg.jp | 市内に事業所を有する中小企業者の方<br>※詳細は交付要綱をご確認ください。 | 【補助率】<br>補助対象経費の1/2以内<br>【補助金額】<br>上限300万円 | 井原市では、市場の中で優位性を確保し、厳しい競争を勝ち抜いていくために経営革新計画を策定し、事業を展開する企業を積極的に支援します。 | 随時 |
| | 継承等 | 高梁市 | 高梁市<br><br>産業振興課<br>商工労働係 | 高梁市地域商業活性化事業補助金<br><br>TEL：0866-21-0229<br><br>FAX：0866-22-9460 | 市内の事業者（個人事業主を含む。）、市内で起業等しようとする人（本市に住所を有する人または転入予定の人に限る。） | ※詳細は交付要綱をご確認ください。 | 市内の商業振興及び地域経済の活性化に寄与する次の7つの事業に要する経費の一部を補助します。<br>・共同施設整備事業<br>・新規開業等支援事業<br>・対面型店舗等リニューアル促進事業<br>・移動販売事業<br>・経営革新支援事業<br>・事業承継支援事業<br>・支店・営業所開設支援事業<br>※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 随時 |
| | 人材 | 高梁市 | 高梁市<br><br>産業振興課<br>商工労働係 | 高梁市雇用確保支援事業補助金<br><br>TEL：0866-21-0229<br><br>FAX：0866-22-9460 | 市内に事業所を有する中小企業者の方<br>※詳細は交付要綱をご確認ください。 | 【補助対象事業】<br>・求人活動支援事業<br>・資格取得等支援事業<br>・外国人材雇用促進支援事業<br>※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 高梁市では、市内事業所の雇用確保に要する経費の一部を補助します。 | 随時 |
| | 販路 | 高梁市 | 高梁市<br><br>産業振興課<br>商工労働係 | 高梁市販路開拓・販売促進支援事業補助金<br><br>TEL：0866-21-0229<br><br>FAX：0866-22-9460 | 市内に事業所を有する中小企業者の方<br>※詳細は交付要綱をご確認ください。 | 【補助事業内容】<br>・ウェブサイトの作成<br>・ECサイトへの登録<br>・広告宣伝<br>・展示会等への出展<br><br>【補助率】<br>補助対象経費の合計の2分の1以内（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）<br>【補助限度額】10万円<br><br>※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 市内中小企業の新たな販路開拓や販売促進事業の取り組みに対して、その事業にかかる経費の一部を補助します。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人材 | 新見市 | 新見市<br><br>産業部商工観光課 | 資格取得費支援補助金<br><br>TEL：0867-72-6137<br><br>FAX：0867-72-6181 | 事業所：対象資格の試験などを従業員に受験または受講させ、その経費を負担した事業所。<br>事業主：中小企業基本法第2条第1項第5号に規定する小規模事業者で、1人以上の従業員を雇用しているもの。 | 【補助率および金額】<br>対象経費が10万円以上の場合<br>…2分の1以内（限度額10万円）<br>対象経費が5万円以上10万円未満<br>…一律5万円<br>対象経費が5万円未満の場合<br>…全額 | 従業員が取得する専門性が高い資格、免許などの取得費用を負担する事業所や、小規模な事業所の事業主に対して、その経費の一部を補助することで、雇用の促進や定着、地域産業の振興を図ります。 | 資格取得日または結果通知日から3カ月以内。<br>※補助金交付額が予算額に到達した場合、その年度内の申請を打ち切ります。 |
| | 事業 | 新見市 | 新見市<br><br>産業部<br>産業振興課<br>商工労政係 | 新見市中小企業支援事業補助金<br><br>TEL：0867-72-6137<br><br>FAX：0867-72-6181 | （1）市内に1年以上住所を有する個人経営主または市内に1年以上本社、事業所を有する法人<br>（2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業またはこれらに類する営業に関するものでないこと<br>（3）新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例第2条に規定する特別措置の対象とならない者（納期限の到来した市税などを完納している者）<br>（4）同様の内容で公的機関（国・県・市）より補助事業を受けていないもの | 展示会等出展事業<br>【補助率および補助限度額】<br>補助率　10/10<br>限度額　30万円<br><br>店舗等改装事業<br>【補助率および補助限度額】<br>補助率　1/2以内<br>限度額　100万円<br><br>多言語化対応事業<br>【補助率および補助限度額】<br>補助率　1/2以内<br>限度額　20万円<br><br>省力化設備導入事業<br>【補助率および補助限度額】<br>補助率　1／2以内<br>限度額　50万円 | 中小企業者が、技術または製品の販路開拓、店舗の改修、外国語表記のホームページなどの作成を行う場合に必要とする経費を補助することにより、中小企業の新たな事業展開を支援し、もって、地域経済を支える中小企業者などの競争力を高め、中小企業の振興に寄与することを目的としています。 | 随時 |
| | 事業 | 新見市 | 新見市<br><br>産業部商工観光課<br>商工労政係 | 経営革新支援事業補助金<br><br>TEL：0867-72-6137<br><br>FAX：0867-72-6181 | 以下の要件に該当する市内に主たる事業所を有する中小企業者等が対象となります。<br>・岡山県が承認した経営革新計画に従って事業を行っていること<br>・市税等を滞納していないこと | 【補助率】<br>補助対象経費総額の1/2以内<br>【補助金額】<br>上限200万円 | 岡山県の承認を受けた「経営革新計画」に基づいて実施する事業の経費の一部を補助します。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 創業 | 新見市 | 新見市<br><br>産業部 産業振興課<br>商工労政係 | 新見市創業・事業承継支援事業補助金<br><br>TEL：0867-72-6137<br>FAX：0867-72-6181 | ※詳細は市HPをご確認ください。 | 【補助率】<br>補助対象経費の2/3以内<br><br>【補助金額】<br>上限100万円 | 新見市創業支援等事業計画に従い、新規創業や第二創業、事業承継を目指す方に対し、事業開始時に必要となる費用の一部を補助することにより、さまざまなビジネスプランを支援し、新たな産業創出や雇用の確保を目指します。 | 随時 |
| | 設備 | 新見市 | 新見市<br><br>産業部商工観光課 | 中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画について<br><br>TEL：0867-72-6137<br><br>FAX：0867-72-6181 | ※詳細は交付要綱をご確認ください。 | 要件を満たす(詳細は交付要綱をご確認ください)、市から「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資に対し、固定資産税の課税標準を最大5年間軽減します。 | 市では、市内中小企業者の労働生産性の向上に供する先端設備等の導入を促すため、中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画を策定し、国からの同意を受けております。この計画に基づき、市内に先端設備等を導入する中小企業者は、市に「先端設備等導入計画」の申請を行い、認定を受けることで、税制支援などの支援を受けることができます。 | 随時 |
| | 人材 | 新見市 | 新見市<br><br>産業部<br>産業振興課 | サテライトオフィス進出検討補助金<br><br>TEL：0867-72-6137<br><br>FAX：0867-72-6181 | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 【補助金の交付額】<br>補助対象経費の総額の1／2　または<br>視察者数×3万円　のいずれか低い額 | 新見市にサテライトオフィスを設置し、本市の地域課題解決や新たなビジネスの創出、地元雇用などを行いたい企業が視察に来る際の費用を一部補助します。 | 随時 |
| | 人材 | 新見市 | 新見市<br><br>産業部<br>産業振興課<br>商工労働係 | 雇用安定助成金<br><br>TEL：0867-72-6137<br><br>FAX：0867-72-6181 | (1)国の雇用調整助成金の交付を受けた事業主<br>(2)新見市納税等に係る公平性の確保に関する条例第2条に規定する特別措置の対象とならない者（納期限の到来した市税等を完納している者） | 【助成金額】<br>国の雇用調整助成金のうち休業手当に係るものに3%を乗じて得た額<br>【助成期間】<br>国の助成を受けた期間 | 経済上の理由による企業収益の悪化から生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされている中小企業者に雇用安定のための助成金を支給する制度。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 創業 | 備前市 | 備前市<br><br>産業振興課（商工業）<br>商工振興係 | 備前市創業奨励金<br><br>TEL：0867-72-6136<br><br>FAX：0867-72-6181 | 新たに市内で創業した者<br>※起業の日から1年以内に申請が必要 | 【奨励金の額】<br>10万円<br>※年度内の予算がなくなり次第終了<br>※交付は1人（社）につき１回限り | 備前市では、雇用の拡大と地域経済の活性化に資するため、市内で起業する創業塾を受講した新規創業者に対し、予算の範囲内において備前市創業奨励金を交付します。 | 随時 |
| | 継承 | 備前市 | 備前市<br><br>産業振興課（商工業）<br>商工振興係 | 事業承継支援補助事業補助金<br><br>TEL：0869-64-1848<br><br>FAX：0869-64-1850 | 中小企業者の事業の承継に係る事業であって、次の各号のいずれにも該当するもの<br><br>(1) 本店の主たる事務所又は事業所が市内にあること。<br>(2) 本店の主たる事務所又は事業所において、現に事業を実施しており、継続的に5年以上<br>の事業実績を有すること。<br>(3) 当該事業の承継により5年以上の事業継続が見込まれること。 | 【補助率】<br>事務所または事業所の改修費、設備の改修費等の対象経費の1/2<br><br>【補助金額】<br>上限100万円<br><br>※補助事業完了後に支払い | 後継者を求める中小企業者及び個人事業者と意欲ある後継者による事業の承継を円滑に進めることを目的に、事業の承継に必要な施設、設備の整備改修等に係る事業について、一定の条件を満たす市内の中小企業者または個人事業者に対して、必要な経費の一部を補助します。 | 随時 |
| | 人材 | 備前市 | 備前市<br><br>産業振興課（商工業）<br>商工振興係 | 備前市中小企業等奨学金返還支援補助金<br><br>TEL：0869-64-1848<br><br>FAX：0869-64-1850 | (1)　市内に主たる事業所を有する、または市外に主たる事業所があるが市内に勤務先を限定した採用を行っている中小企業<br>(2)　支援対象者となる従業員への奨学金返還支援制度を設けていること<br>(3)　市税を滞納していないこと | 【補助対象額】<br>支援対象者が返還した額の範囲内で補助対象事業者が支給した額<br><br>【補助金額】<br>最大45万円（補助期間60月、一年あたり最大9万円） | 備前市に事業所を置く中小企業等が従業員に対して実施する奨学金の返還支援に要する経費を一部補助します。 | 随時 |
| | 創業 | 瀬戸内市 | 瀬戸内市<br><br>市産業振興課 | 創業奨励金<br><br>Tel：0869-22-1111 | 以下の用件を満たす瀬戸内市内で創業された方<br>・市が開催する創業塾を受講し、修了していること。<br>・所得税法第229条に基づく開業届出日または法人設立登記日から3年以内であること。<br>・市税を完納していること。 | 【奨励金の額】<br>10万円 | 瀬戸内市内で創業された方へ奨励金として10万円を交付いたします。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 承継 | 瀬戸内市 | 瀬戸内市<br><br>産業戦略課 | 瀬戸内市事業承継推進補助金<br><br>電話番号：0869-22-1284 | ・法人の代表者<br>・個人事業者の場合、承継者又は被承継者のうち補助対象経費の支払者 | 【補助金の額】<br>補助対象経費の2分の1以内<br>補助限度額100万円 | 瀬戸内市の小規模企業者の振興を図るため、後継者を求める小規模企業者及び個人事業主と意欲ある後継者による事業の承継を円滑に進めることを目的に、事業の承継に必要な施設、設備の整備改修等に係る事業の経費の一部を補助する制度です。 | 随時 |
| | 販路 | 赤磐市 | 赤磐市<br><br>産業振興部<br>商工観光課 | 赤磐市中小企業等ホームページ作成支援事業補助金<br><br>TEL：086-955-2037<br><br>FAX：086-955-6860 | 市内中小企業者<br>〇市内に本店登記を有し、かつ、市内に事業所を置く法人<br>〇市内に事業所を置く個人事業主 | 【補助率】1/2<br>【補助金限度額】5万円<br>※補助金の交付は、個人、法人を通して、かつ年度にかかわらず、新規作成時1回に限ります。 | 市の産業を支える多彩な業種業態の市内中小企業に対し、インターネットを活用したホームページの新規作成及び開設に係る初動期及びホームページの変更を支援します。 | 随時 |
| | 創業 | 赤磐市 | 赤磐市<br><br>産業振興部<br>商工観光課 | 赤磐市商工業起業家奨励金<br><br>TEL：086-955-2037<br><br>FAX：086-955-6860 | 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者であって、条件を満たす者<br>※詳細な条件は交付要綱等をご確認ください。 | 【申請日】令和8年3月31日以前<br>1件20万円（1事業者1回限り）<br><br>【申請日】令和8年4月1日～<br>個人10万円<br>法人25万円<br>（1事業者1回限り） | 市内において、商工業を新たに創業した起業家の方が、将来にわたり専業として商工業経営を続け、自信と誇りを持った経営を確立し、地域商工業発展の中核者として育成するため、奨励金を交付します。 | 随時 |
| | 販路 | 赤磐市 | 赤磐市<br><br>産業振興部<br>商工観光課 | 赤磐市中小企業等展示会出展事業補助金<br><br>TEL：086-955-2037<br><br>FAX：086-955-6860 | 市内に住所を有し、かつ、市内に事業所を置き、開業届を提出している個人事業主等 | 【補助率】1/2<br>※出展料は全額<br><br>【補助限度額】<br>国内の展示会：10万円<br>国外の展示会：20万円 | 商工業及び観光産業の育成を図るため、市内中小企業者の方が、市外で開催される展示会等へ出展する経費の一部を補助します。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人材 | 真庭市 | 真庭市<br><br>産業政策課 | 真庭市企業人材スキルアップ支援事業補助金<br><br>Tel：0867-42-1033<br><br>Fax：0867-42-3907 | 次の要件をすべて満たす真庭市内の事業者(中小企業者・大企業・商工業団体・農林漁業団体・観光振興団体など)が対象となります。<br><br>1．市税を完納していること<br>2．補助事業に係る経費を全額負担していること | 【補助対象事業】<br>1．研修等参加事業<br>2．研修等開催事業<br>※詳細はホームページ等をご確認ください。<br><br>【補助金額】<br>補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)<br>補助上限については、次のとおり<br>1．研修等参加事業<br>受講者1人につき1回あたり上限50,000円(1市内事業者につき1年度あたり上限200,000円)<br>2．研修等開催事業<br>1市内事業者につき1年度あたり上限100,000円 | 経営力・技術力の強化を図ることを目的とした従業員研修等の受講の経費、外部講師を招へいして研修会を開催する場合の経費に対して補助金を交付します。 | 随時 |
| | その他 | 真庭市 | 真庭市<br><br>産業政策課 | 真庭市事業所内保育所等推進事業補助金<br><br>Tel：0867-42-1033<br>Fax：0867-42-3907 | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 【補助金額】<br>地域枠で受け入れた補助対象乳幼児1人につき月額5千円 | 産業の振興及び活性化を目的として、市内で事業所内保育所等を運営している市内事業者の方で地域枠を利用して乳幼児を受け入れている事業者の方を支援します。 | 随時<br>※ただし、予算額に達した時点で、募集を終了します。 |
| | 設備 | 美作市 | 美作市<br><br>商工政策課 商工政策係 | 美作市企業立地促進奨励金（新規立地・増設に対応）<br><br>Tel：0868-72-6695<br><br>Fax：0868-72-2642 | 工場等の新設又は増設をした者 | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 市内への企業の立地を促進し、産業の高度化と雇用機会の拡大を図り、地域住民の生活の安定と向上に資することを目的とする。 | 随時 |
| | 設備 | 美作市 | 美作市<br><br>商工政策課 商工政策係 | 美作市企業立地促進固定資産税相当額補助金<br><br>Tel：0868-72-6695<br><br>Fax：0868-72-2642 | 工場等の新設又は増設をした者 | 業務開始後（増設の場合は増設を完了した後）投下固定資産のすべてに固定資産税が課されることとなった年度から3年を限度とし、工場等施設及び土地に対する固定資産納税額（各年度内に納付した固定資産税をいう。）に100分の100を乗じて得た額とする。<br><br>ただし、新設又は増設のために取得した固定資産に限る。 | 市内への優良企業の立地の促進、及び市内における地場企業の投資を促進し、一層の産業振興を図ります。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 事業 | 美作市 | 美作市<br><br>商工政策課 商工政策係 | 美作市産業基盤強靭化基金出資制度<br><br>Tel：0868-72-6695<br><br>Fax：0868-72-8094 | 詳細はホームページ等をご確認ください。 | 【出資金の額】<br>法人の資本金の額(出資後の額)の50%未満の額を限度とします。<br><br>※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 美作市では、成長性が期待でき、かつ、市の産業振興への波及効果が見込まれる新規事業に取り組む事業者に対して出資することにより、産業基盤の強靭化を図ります。 | 随時 |
| | 人材 | 美作市 | 美作市<br><br>商工政策課 商工政策係 | 美作市地域活力創生事業雇用促進奨励金（対象技能実習生等用）<br><br>Tel：0868-72-6695<br><br>Fax：0868-72-8094 | 対象技能実習生等を雇用する事業所を対象としています。 | 【奨励金額】<br>対象技能実習生1人につき2万円 | 美作市内企業における人材確保を支援するための奨励金制度です。<br><br>対象技能実習生等を雇用する事業所を対象としています。 | 令和10年<br>3月31日まで |
| | 省力化 | 美作市 | 美作市<br><br>産業政策部<br>商工政策課<br>商工政策係 | 中小企業省力化投資補助金<br><br>電話番号：0868-72-6695<br>FAX：0868-72-2642 | ※公募要領等の詳細は、ホームページ等をご確認ください。 | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資の支援のための補助金です。 | 令和6年6月25日から随時受付中 |
| | 事業 | 浅口市 | 浅口市<br><br>産業建設部<br>産業振興課 | 産業財産権取得事業<br><br>TEL：0865-44-9035<br><br>FAX：0865-44-9477 | 製品及び技術の保護を目的として特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の出願を行う事業 | 【補助金額】対象経費の1/2以内<br>【補助限度】10万円 | 製品及び技術の保護を目的として特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の出願を行う事業（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の出願に要する弁理士費用及び出願料等の一部を補助） | 随時（予算がなくなり次第終了） |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 販路 | 浅口市 | 浅口市<br><br>産業建設部<br>産業振興課 | 販路開拓事業<br><br>TEL：0865-44-9035<br><br>FAX：0865-44-9477 | 製品等の販路開拓を目的として展示会等に出展する事業 | 【補助対象経費】<br>県外の展示会等への出展に要する出展料等や梱包運搬費、旅費<br><br>【補助上限額】<br>県外（日本国内）の展示会等への出展を行う場合：補助対象経費の2分の1以内の額で、補助限度額は10万円 | 製品等の販路開拓を目的として展示会等に出展する事業（県外の展示会等への出展に要する出展料等や梱包運搬費、旅費の一部を補助） | 随時（予算がなくなり次第終了） |
| | 人材 | 浅口市 | 浅口市<br><br>産業建設部<br>産業振興課 | 人材育成事業<br><br>TEL：0865-44-9035<br><br>FAX：0865-44-9477 | 役員及び従業員に対して経営課題や技術課題を解決する能力の向上を図るために研修を受けさせる事業 | 【補助金額】<br>対象経費の1/2以内<br><br>【補助限度額】<br>10万円 | 役員及び従業員に対して経営課題や技術課題を解決する能力の向上を図るために研修を受けさせる事業（中小企業大学校等派遣事業に係る受講料、教材費及び旅費、研修会開催事業に係る会場借上料、講師謝金及び講師旅費の一部を補助） | 随時（予算がなくなり次第終了） |
| | 人材 | 浅口市 | 浅口市<br><br>産業建設部<br>産業振興課 | ホームページ作成事業<br><br>TEL：0865-44-9035<br><br>FAX：0865-44-9477 | 広告宣伝及び販路拡大を目的としてインターネット上に新規にホームページを開設、または既存のホームページを更新する事業 | 【補助金額】<br>補助対象経費の1/2以内<br><br>【補助限度額】<br>10万円 | 広告宣伝及び販路拡大を目的としてインターネット上に新規にホームページを開設、又は既存のホームページを更新する事業（ホームページ作成委託料、ホームページ作成ソフト購入費用、ドメイン取得にかかる費用、サーバー利用にかかる初期経費の一部を補助） | 随時（予算がなくなり次第終了） |
| | 創業 | 和気町 | 和気町<br><br>産業振興課 | 和気町創業奨励金<br><br>TEL：0869-93-1126 | 対象者：令和4年4月1日以降に創業された方<br>町が実施する特定創業支援等事業（創業塾）の受講を修了し、修了したことの証明を受けた方で、和気町内で新たに創業してから1年以内の方。または、和気町内で新たに創業した年に、町が実施する特定創業支援等事業（創業塾）の受講を修了し、修了したことの証明を受けた方。 | 【奨励金の額】<br>10万円 | 雇用の拡大と地域経済の活性化に資するため、町内で起業する創業塾等を受講した新規創業者に対し、予算の範囲内において和気町創業奨励金を交付する | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 企業誘致 | 和気町 | 和気町<br>まち経営課 | 和気町企業立地促進奨励金<br>電話番号：0869－92－4589 | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 1. 事業所等設置奨励金<br>2. 雇用促進奨励金<br>3. 水道料金助成金<br>※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 工場の立地に対して、補助金を用意しています。 | 随時 |
| | 販路創業 | 早島町 | 早島町<br>産業課 | 早島町中小企業応援事業補助金<br>TEL：086-482-0619 | 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの。<br>1. 町内に住所及び事業所を有する個人<br>2. 町内に主たる事業所を有する会社　など | ○販路開拓事業（対面型）<br>【補助率】10/10<br>【限度額】10万円<br>○販路開拓事業（オンライン型）<br>【補助率】10/10<br>【限度額】10万円<br>○起業家支援事業<br>【補助率】2/3<br>【限度額】40万円<br>※詳細はホームページ等をご確認ください | 町内の中小企業者等の新たな事業展開等を応援し、地域産業の振興に寄与することを目的として、補助事業を実施します。 | 随時 |
| | 人材 | 里庄町 | 里庄町<br>企画商工課 | 里庄町求人情報発信支援事業補助金<br>TEL：0865-64-3114<br>FAX：0865-64-3126 | 資本金額3億円以下、従業員数300人以下の製造業、建設業、その他の業種に当てはまる町内事業者<br>※詳細は要領をご確認ください。 | 【補助限度額】<br>10万円<br>【補助率】<br>1/2 | 本町では、町内中小企業の人材の確保及び若者の定住を促進するため、求人募集の掲載や、就職イベントへの参加経費の一部を補助します。正社員の募集を検討している事業者の方はぜひご活用ください。 | 随時<br>※先着順<br>（予算がなくなり次第締切） |
| | 創業 | 奈義町 | 奈義町<br>産業振興課 | 起業者支援事業<br>TEL：0868-36-4114<br>FAX：0868-36-6780 | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 【補助金率】<br>対象経費の2分の1<br>【補助上限】<br>1. 個人が町内において新たに事業を開始する場合、もしくは新たに事業所を開設する場合：上限額200万円<br>2. 個人が町内において法人を設立し、現在の事業を継続する場合：上限額200万円<br>3. 町内に主たる事務所として法人を設立し、新たに事業を開始する場合：上限額300万円 | 本町における雇用の場の創出や定住促進、また地域経済の活性化を図るため、起業整備に要する費用の一部を助成します。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 雇用 | 奈義町 | 奈義町<br>産業振興課 | 地域雇用開発助成金（地域求職者雇用奨励金）制度<br>電話：0868-36-4114<br>ファックス：0868-36-6780 | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 【地域求職者雇用奨励金について】<br>事業所の設置・整備に要した費用及び対象労働者数に応じて定めた金額を、1年毎に最高計3回支給するものです。 | 地域雇用開発助成金は、雇用情勢が厳しい地域（同意雇用開発促進地域または過疎等雇用改善地域）において雇用開発に取り組む事業主を支援するために、当該地域に事業所を設置・整備し、それに伴い地域に居住する求職者を新たに常用労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行うものです。 | 随時 |
| | 創業 | 久米南町 | 久米南町<br>産業振興課 | 久米南町創業支援事業補助金<br>TEL：086-728-4412 | ※詳細はホームページ等で<br>ご確認ください。 | 【補助金の額】<br>補助対象経費の総額の40%<br>（補助金額の上限は100万円）<br>【補助上限】<br>100万円 | 創業を通じて地域経済の振興に寄与することを目的とし、商工団体等の助言、指導その他の支援を受けながら、町内で創業（第二創業を含む。）を行う方に対し、その経費の一部について補助金を交付します。 | 随時 |
| | 創業 | 吉備中央町 | 吉備中央町<br>協働推進課<br>商工観光班 | 創業支援事業補助金<br>TEL：0866-54-1301<br>FAX：0866-54-1311 | 町内において新たに創業する小規模事業者等<br>※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 【補助金額】<br>補助対象額の3分の2以内<br>【限度額】<br>一事業100万円 | 町内において新たに創業する小規模事業者に対し、事業開始時の費用の一部を助成する。 | 随時 |
| | 継承 | 吉備中央町 | 吉備中央町<br>協働推進課<br>商工観光班 | 事業継承支援補助金<br>TEL：0866-54-1301<br>FAX：0866-54-1311 | 町内で事業継承する後継者となる町内在住の（又は継承後に町内在住となる）小規模事業者等<br>※詳細な条件についてはホームページ等でご確認ください。 | 【補助金額】<br>補助対象額の3分の2以内<br>【限度額】<br>一事業50万円 | 町内で事業継承する後継者となる小規模事業者に対し、事業継承時の費用の一部を助成する制度です。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資格取得 | 岡山南商工会 | 岡山南商工会 | 資格取得補助<br><br>TEL：086-296-0765 | 岡山南商工会　会員・会員事業所の役員・従業員等 | 受講料・受験料の2分の1（上限1万円）<br>※制度の利用は、年間1事業所<br>上限3名 それぞれ1回のみ<br><br>※詳細はホームページ等をご確認ください。 | 商工会の認める資格について、取得費用の一部を助成する会員サービスです。 | 随時 |
| | その他 | 厚生労働省 | 岡山労働局<br><br>職業対策課<br>助成金事務室 | 両立支援等助成金<br><br>TEL：086-238-5301 | ※詳細はホームページ等をご確認ください | ※詳細はホームページ等をご確認ください | 仕事と育児・介護等を両立できる職場環境づくりのために、<br>以下の取組を行った中小企業事業主の皆さまを応援します！<br>1 出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）<br>2 介護離職防止支援コース<br>3 育児休業等支援コース<br>4 育休中等業務代替支援コース<br>5 柔軟な働き方選択制度等支援コース<br>6 不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース | 随時 |
| | 設備等 | 厚生労働省 | 岡山労働局<br><br>雇用環境・均等室 | 業務改善助成金<br><br>TEL：086-224-7639 | ※詳細はホームページ等をご確認ください | ※詳細はホームページ等をご確認ください | 生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行うとともに、事業場内最低賃金を一定額（各コースに定める金額）以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成するものです。 | 交付申請の受付開始日：令和8年9月1日 |
| | 人材 | 厚生労働省 | 岡山労働局<br><br>職業対策課<br>助成金事務室 | キャリアアップ助成金<br><br>TEL：086-238-5301 | ※詳細はホームページ等をご確認ください | ※詳細はホームページ等をご確認ください | 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成するものです。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人材 | 厚生労働省 | 岡山労働局<br><br>職業対策課<br>助成金事務室 | 雇用調整助成金<br><br>TEL：086-238-5301 | ※詳細はホームページ等をご確認ください | ※詳細はホームページ等をご確認ください | 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用を助成する制度です。 | 随時 |
| | 人材 | 厚生労働省 | 岡山労働局<br><br>職業対策課<br>助成金事務室 | 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）<br><br>TEL：086-238-5301 | ※詳細はホームページ等をご確認ください | ※詳細はホームページ等をご確認ください | 高年齢者や障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して助成されます。 | 随時 |
| | 人材 | 厚生労働省 | 岡山労働局<br><br>職業対策課<br>助成金事務室 | 人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）<br><br>TEL：086-238-5301 | ※詳細はホームページ等をご確認ください | ※詳細はホームページ等をご確認ください | 事業主団体が、その構成員である中小企業者に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成するもので、雇用管理の改善を推進し、雇用創出を図ることを目的としています。 | 随時 |
| | 人材 | 厚生労働省 | 岡山労働局<br><br>職業対策課<br>助成金事務室 | 人材確保等支援助成金(外国人労働者就労環境整備助成コース)<br><br>TEL：086-238-5301 | ※詳細はホームページ等をご確認ください | 受給要件をすべて満たした場合に、1制度導入につき20万円（上限80万円）が支給されます。<br><br>※詳細はホームページ等をご確認ください | 外国人労働者は、日本の労働法制や雇用慣行などに関する知識の不足や言語の違いなどから、労働条件・解雇などに関するトラブルが生じやすい傾向にあります。この助成金は、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備を行い、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成するものです。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人材 | 厚生労働省 | 岡山労働局<br><br>職業対策課<br>助成金事務室 | 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）<br><br>TEL：086-238-5301 | ※詳細はホームページ等をご確認ください | ※詳細はホームページ等をご確認ください | 雇用機会が特に不足している地域等の事業主が、事業所の設置・整備を行い、併せてその地域に居住する求職者等を雇い入れる場合、設置整備費用及び対象労働者の増加数に応じて助成されます。 | 随時 |
| | 人材 | 厚生労働省 | 岡山労働局<br><br>職業対策課<br>助成金事務室 | トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）<br><br>TEL：086-238-5301 | ※詳細はホームページ等をご確認ください | 【支給額】<br>支給対象者１人につき月額最大４万円<br>※対象労働者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合は５万円 | 職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を、無期雇用契約へ移行することを前提に、一定期間試行雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対して助成することにより、求職者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。 | 随時 |
| | 人材 | 厚生労働省 | 岡山労働局<br><br>職業対策課<br>助成金事務室 | 人材開発支援助成金<br><br>TEL：086-238-5301 | ※詳細はホームページ等をご確認ください | ※詳細はホームページ等をご確認ください | 人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。 | 随時 |
| | 人材 | 厚生労働省 | 岡山労働局<br><br>雇用環境・均等室 | 産業雇用安定助成金（産業連携人材確保等支援コース）<br><br>TEL：086-224-7639 | ※詳細はホームページ等をご確認ください | 【受給額】<br>（助成額）<br>・中小企業　250万円／人※3<br>（125万円×２期※4）<br>・中小企業以外　180万円／人※3<br>（90万円×２期※4）<br><br>（助成対象期間）　１年 | 景気の変動、産業構造の変化その他の理由で事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、生産性向上に資する取組等を行うため、当該生産性向上に資する取組等に必要な新たな人材の円滑な受入れを支援するものです。 | 随時 |

| | 分類 | 主催 | 応募先 | 案件名・問合先 | 対　　象 | 研究費額等<br>及び実施期間 | 内　　容 | 募集時期等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 創業 | 総務省 | 総務省<br><br>地域力創造グループ<br>地域政策課 | ローカル10,000プロジェクト<br><br>電話：03-5253-5523<br><br>E-mail:chisei@soumu.go.jp | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | ・交付額の上限は最大5,500万円です。<br>・自治体と地域金融機関が伴走支援を行うことにより、高い継続率となっています。 | ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）は、産学金官の連携により、地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする民間事業者などのみなさまの初期投資費用を支援するものです。 | 随時 |
| | 人材 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構<br><br>岡山支部<br><br>高齢・障害者業務課 | 65歳超雇用推進助成金<br><br>TEL：086-241-0166<br><br>FAX：086-241-0178 | ※詳細はホームページ等をご確認ください。 | ※詳細はホームページ等をご確認ください | 高齢者の経験と能力を活かすために、高齢者が活き活きと働ける職場の整備・雇用促進等を行う事業主へ、助成金の活用をご提案しています。 | 随時 |